

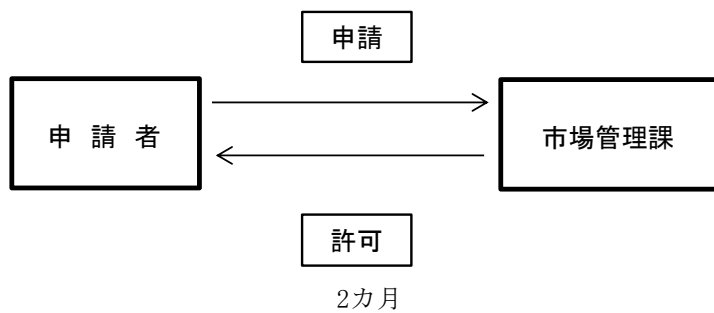
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 37

処 分 名	松山市公設水産地方卸売市場の卸売業務の許可	
処 分 の 概 要	松山市公設水産地方卸売市場の卸売業務を行うことを許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)	
条 項	第7条の2第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2カ月	
標 準 処 理 期 間	計	2カ月
判 断 基 準	松山市公設水産地方卸売市場業務条例第7条の2第3項に該当しないこと。	
【根拠法令等】	<p>松山市公設水産地方卸売市場業務条例 (卸売業務の許可)</p> <p>第7条の2 市場の卸売場を使用して卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が、第7条の5又は第73条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第73条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(7) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。</p> <p>(8) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。